

佐呂間町合葬墓 ご使用の手引き

佐呂間町合葬墓は、さまざまな事情でお墓の継承や焼骨の管理が困難な方の納骨方法の選択肢の一つとして設置するもので、一つのお墓に宗教宗派や血縁等にこだわらず、複数の方のお骨を納める合葬式のお墓です。ご使用を希望される方は、この手引きをご参照のうえ、所定の手続きを行ってください。

1. 使用者の資格

合葬墓に焼骨を納めることのできる方(使用申請者)は、次の条件のいずれかに該当することが必要となります。

- ① 佐呂間町墓地の使用許可を受けていない方で、佐呂間町に住所又は本籍がある方
- ② 佐呂間町墓地の使用許可を受けていない方で、佐呂間町に住所又は本籍があった方
- ③ 佐呂間町墓地の使用許可を受けていない方で、住所又は本籍があった方の焼骨を納める方
- ④ 佐呂間町墓地の使用許可を受けている方で、お骨を合葬墓に納め、墓地を返還する方

2. 使用の手続き

佐呂間町役場町民課生活環境係窓口にて申請手続きをしていただきます。

申請書及び同意書兼承諾書等に必要書類を添えて、提出してください。必要書類は窓口配布又は佐呂間町ホームページからダウンロード(注1)できます。申請書及び同意書兼承諾書その他、必要書類の内容を確認し問題がなければ使用料の納付書を交付、納入していただきます。納付等を確認し納骨日を打ち合わせ後、許可証を交付します。

申請に必要なもの⇒申請者の住民票又は戸籍、使用許可申請書、同意書兼承諾書、故人が佐呂間町に住所や本籍を有していたことが確認できる書類(除票・戸(除)籍謄本・戸籍の附票等)、火葬許可書又は改葬許可(申請)書(注1)、その他申請に必要な書類を作成していただく場合があります。

※申請時に、申請者と次の範囲の親族の同意をいただくこととなります。

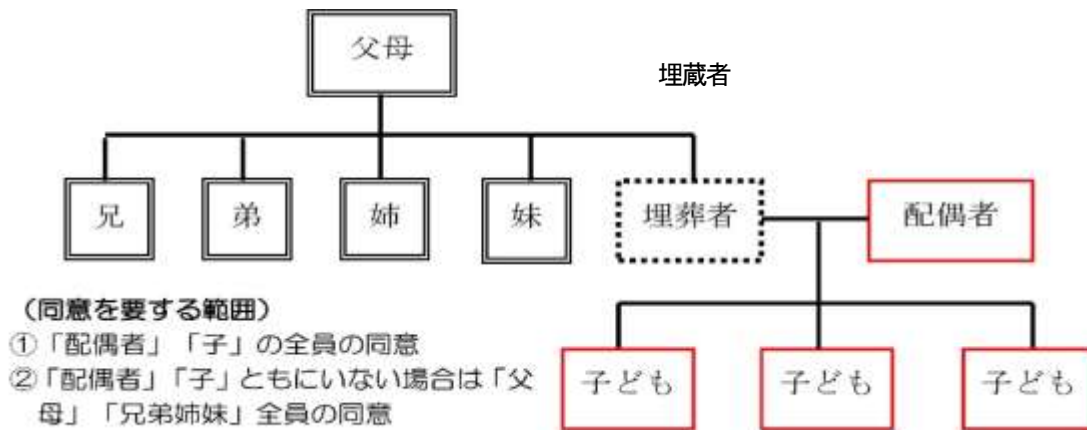
(注1)佐呂間町合葬墓ホームページアドレス

<https://www.town.saroma.hokkaido.jp/kakuka/chouminka/kasouzyou.html>

【同意を要する範囲】

区分		同意を要する範囲(要件)
埋蔵者に配偶者がいる場合	子がいる	配偶者と子ども(全員)
	子がいない	配偶者
埋蔵者に配偶者がいない場合	子がいる	子ども(全員)
	子がいない	埋蔵者の父母及び兄弟姉妹(全員)

(注)埋蔵者とは、焼骨として埋蔵される者であり、18歳以上の同意を必要とします。



~ ①同意書の範囲 (相続の第一順位に準じる)

~ ②同意書の範囲 (相続の第二順位に準じる)

3. 合葬墓使用料 (1回の申請につき)

合葬墓の使用料は焼骨1体につき15,000円となります。

ただし、焼骨6体で90,000円を限度とします。このため、7体以上納める場合でも90,000円となります。

また、その後の使用料及び管理料等はありません。

なお、納めていただいた使用料はお返しできませんので、ご了承ください。

4. 使用上の注意

次の点をご理解のうえ使用していただくこととなります。

- ① 納めていただいた焼骨は取り出すことはできませんので、ご家族、親類縁者の方々と十分に話し合い、皆さんが了承したうえで使用してください。
- ② 町は、宗教的な供養等は一切行いません。様々な宗教・宗派の方々がご使用されますので、埋蔵（納骨）後、個人が主宰し宗教的儀礼を行う場合は、周囲に配慮し行ってください。
- ③ 埋蔵（納骨）の際やお墓参りに来られた際の供物等は、必ずお持ち帰りください。
- ④ 改葬される場合は、改葬手続き及び既存墓地等の返還手続きなどが必要となります。
（改葬による区画返還に伴う墓石工事などの費用については、使用者様のご負担です。）
- ⑤ 冬期間の除雪はいたしません。

5. 埋蔵（納骨）の方法など

埋蔵の際には、町の立ち合い者が使用許可書を確認しますので、必ずご持参ください。

なお、使用許可書を忘れた場合は、納骨できません。

- ① 最初に焼骨のみを立ち合い担当者の指示により使用者が直接納骨後、立ち合い者は直ちに退席します。町が焼骨を預かることや納骨することはありません。
- ② 骨壺や骨箱は町で処分できませんのでご了承願います。花立てや線香立てなども常設していません。必要に応じて各自で準備いただき、ご利用後は必ずお持ち帰りください。
- ③ 焼骨以外の副葬品等を納めることはできません。
- ④ 墓誌への掲示を希望する場合は、町民課担当者に事前にお申し出ください。（希望者のみ：注2）
- ⑤ 埋蔵（納骨）が出来る期間等：5月1日から11月30日までの期間で、午前10時から午後4時まで。
※ただし、正午から午後1時までを除く。
- ⑥ 申請書類の受付は通年（役場開庁日）ですが、納骨は積雪寒冷等に伴い上記の期間とさせていただきます。なお、積雪寒冷等の状況により当年の埋蔵期間を11月30日以前に終了させていただく場合がありますのでご了承ください。

6. その他

(注1)火葬許可証:初めて納骨する場合に必要(火葬時に交付)

改葬許可証:町内外の墓地や納骨堂から改葬する場合に必要(町外の墓地等から改葬の場合は、お骨を納骨している市町村で申請し、交付を受けます。)

改葬について:改葬とは、今あるお墓や納骨堂に納められている遺骨を取り出して、他の納骨堂や墓地などに移すことです。改葬の手続きは「墓地、埋葬等に関する法律」で定められており、自分の家のお墓であっても、改葬手続きをせず、自由に遺骨を持ち出すことはできません。

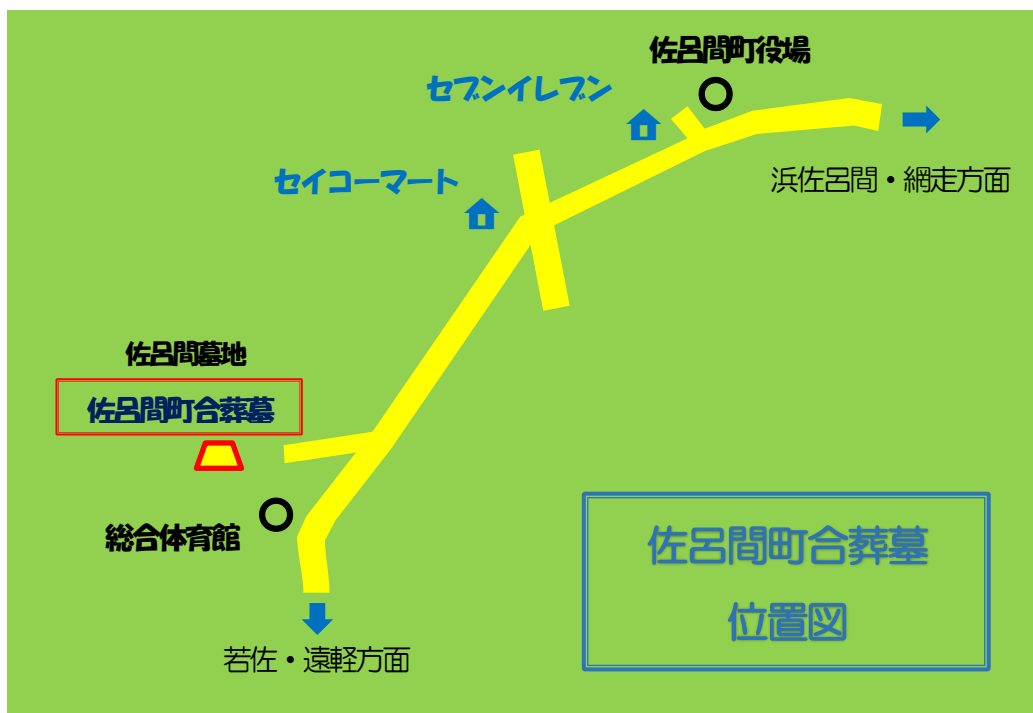
(注2)墓誌への記名について

記名板 1枚につき4,000円の使用料を合葬墓使用料とは別に納入していただき、町が指定する専門業者に各自が発注し、別途、刻字費用を直接業者にお支払いいただきます。

◎十分な収蔵スペースを確保していますので、焦らずじっくりと考え、親族の方々と相談し皆さんが了承したうえでお申込みください。生前予約は受け付けておりません。

◎使用申請から納骨まで、申請書類の確認など、多少の日数をいただくこととなります。





位置QRコード



佐呂間町合葬墓概要

住 所 : 北海道佐呂間町字西富282番地の2 (佐呂間墓地内)

緯度経度(44.005694、143.753472)

埋蔵予定数 : 1,000体 (墓誌:240名分併設)

完 成 : 令和3年11月 事業費 13,750千円(墓誌含む)

供用開始 : 令和4年5月

【申請及び問い合わせ先】

〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1

佐呂間町役場 町民課:生活環境係 TEL01587-2-1213